

群馬県小規模企業事業資金融資促進制度要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、県内に支店を有する地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合（以下「金融機関」という。）並びに群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、小口の事業資金の融資を促進し、県内の小規模企業者の経営の安定と振興を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項第1号から第6号までに掲げるものをいう。

(2) 特定事業

中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に規定する業種に属する事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を除く。）をいう。

(3) 小規模企業事業資金

保証協会の小口零細企業保証以外の信用保証を付した小規模企業事業資金に係る融資をいう。

(4) 小口零細企業資金

保証協会の小口零細企業保証を付した融資をいう。

(貸付け)

第3条 県は、金融機関がこの要綱に基づき融資を行ったときは、予算の範囲内において、融資額（融資期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の預託に係るものについては、それぞれの年度における平均融資残高（延滞額を除く。））の2分の1に相当する額を当該金融機関に預託することができる。

2 前項の金融機関への預託の条件等については、知事が別に定める。

(融資対象者)

第4条 この要綱に基づく融資を受けることができる者は、1年以上継続して県内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を行い、引き続き特定事業を行う小規模企業者で、県税の滞納がない者であり、かつ、群馬県暴力団排除条例（平成22年群馬県条例第51号）に基づく群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条で定める排除対象者に該当しないものとする。

なお、融資を申し込む金融機関が信用金庫又は信用組合の場合は、信用金庫又は信用組合の会員又は会員たる資格を有する者である場合に限る。

(融資条件)

第5条 この要綱に基づく融資の条件は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 資金使途

特定事業を行うために必要とする設備資金（土地を除く。）及び運転資金

(2) 融資限度額

小規模企業事業資金及び小口零細企業資金を合わせて2,000万円

なお、小口零細企業資金については、全ての保証協会の保証付き既借入残高を合わせて2,000万円

(3) 融資期間

設備資金8年以内（内据置6か月以内）

運転資金6年以内（内据置6か月以内）

(4) 融資利率

小規模企業事業資金 責任共有制度対象外 年2.0%以内

責任共有制度対象 年2.05%以内

小口零細企業資金 年2.0%以内

(5) 信用保証

小規模企業事業資金 保証協会の小口零細企業保証以外の信用保証を付す。

小口零細企業資金 保証協会の小口零細企業保証を付す。

(6) 担保・保証人

小規模企業事業資金 原則として無担保（物的担保をいう。）で扱うものとする。
保証人については金融機関等の定めるところによる。

小口零細企業資金 原則として無担保（物的担保をいう。）で扱うものとする。
保証人については金融機関等の定めるところによる。

(7) 償還方法

原則として年1回以上の元金均等分割償還

(申込手続)

第6条 この要綱に基づく融資を受けようとする者は、融資を希望する金融機関に次の各号に掲げる書類を添えて、当該金融機関所定の融資申込みを行うものとする。

- (1) 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- (2) 建築確認通知の写し（該当する場合に限る。）
- (3) 施設又は設備の設計図、カタログ等の写し及びこれらの見積書等の写し（該当する場合に限る。）
- (4) 許認可証等の写し（該当する場合に限る。）
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書
- (6) その他金融機関等で必要とする書類

(指 導)

第7条 金融機関及び保証協会は、この要綱の目的をよく理解し、融資を促進するとともに、小規模企業者に対して、金融に関する指導に努めるものとする。

(期限前償還)

第8条 金融機関は、この要綱に基づく融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該融資を受けた資金の全部又は一部を繰り上げて償還させることができる。

- (1) 偽りその他不正行為により融資を受けたとき。
- (2) 融資を受けた資金を目的外に使用したとき。
- (3) 融資を受けて取得した施設又は設備を目的外に使用し、又は他に譲渡したとき。
- (4) この要綱及びこの要綱に基づく規定に違反したとき。

(預託の停止)

第9条 県は、この要綱に基づく融資を受けた者が、前条各号のいずれかに該当するとき又は金融機関がこの要綱及びこの要綱に基づく規定に違反して融資を行ったときは、第3条第1項の預託を行わないことができる。

(損失補償)

第10条 県は、保証協会がこの要綱に基づく融資について保証した債務のうち、金融機関に代位弁済した金額（元本に相当する金額に限る。）に対し、別に締結する契約により、予算の範囲内において損失を補償するものとする。

(報告等)

第11条 知事は、必要があると認めたときは、この要綱に基づく融資を受けた者、金融機関及び保証協会に対して融資の状況等について、報告を求め、又はその職員に実地に調査させることができる。

(保証業務)

第12条 保証協会のこの要綱に基づく融資の保証業務については、この要綱に定めるもののほか保証協会の定款及び業務方法書によるものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則（平成7年3月30日全部改正）

- 1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 新要綱の規定は、新要綱の施行の日以後に行われる融資の申込みから適用し、同日前に行われた融資の申込み及びこれに係る融資については、なお、従前の例による。
- 3 平成8年度中に行われる融資に限り、第2条第2項中「3分の1」とあるのは、「2.7分の1」とす

る。

- 4 平成9年度中に行われる融資に限り、第2条第2項中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては4.23分の1、信用金庫及び信用組合にあつては2.86分の1」とする。
- 5 平成10年度中に行われる融資に限り、第2条第2項第1号中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては5.36分の1、信用金庫にあつては2.80分の1」とし、同項第2号中「3分の1」とあるのは「2.80分の1」とし、同条第3項中「3倍」とあるのは「2.80倍」とする。
- 6 平成11年度中に行われる融資に限り、第2条第2項第1号中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては5.36分の1、信用金庫にあつては2.80分の1」とし、同項第2号中「3分の1」とあるのは「2.80分の1」とし、同条第3項中「3倍」とあるのは「2.80倍」とする。
- 7 平成12年度中に行われる融資に限り、第2条第2項第1号中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては5.36分の1、信用金庫にあつては2.80分の1」とし、同項第2号中「3分の1」とあるのは「2.80分の1」とし、同条第3項中「3倍」とあるのは「2.80倍」とする。
- 8 平成13年度中に行われる融資に限り、第2条第2項中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては5.36分の1、信用金庫及び信用組合にあつては2.80分の1」とする。
- 9 運転資金の融資期間に関し、次のとおり暫定措置を講じる。
 - (1) 平成9年9月26日から平成12年3月31日までに融資実行のあった運転資金について、借入者から、平成13年9月25日から平成14年3月29日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第3号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を6年以内（内据置期間6か月以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。

ただし、取扱金融機関への申請があった時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に融資実行した際に適用された要綱本則で定める最長融資期間の4年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
 - (2) 平成12年4月1日から平成13年3月31日までに融資実行のあった運転資金について、借入者から、平成13年9月25日から平成14年3月29日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第3号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を7年以内（内据置期間6か月以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。

ただし、取扱金融機関への申請があった時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に本則で定める最長融資期間の5年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
- 10 平成14年度中に行われる融資に限り、第2条第2項中「3分の1」とあるのは、「銀行にあつては3.10分の1、信用金庫及び信用組合にあつては2.08分の1」とする。
- 11 運転資金の融資期間に関し、次のとおり暫定措置を講じる。
 - (1) 平成10年9月18日から平成12年3月31日までに融資実行のあった運転資金について、借入者から、平成14年9月17日から平成15年3月31日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第3号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を6年以内（内据置期間6か月以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。

ただし、取扱金融機関への申請があった時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に融資実行した際に適用された要綱本則で定める最長融資期間の4年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
 - (2) 平成12年4月1日から平成14年3月31日までに融資実行のあった運転資金について、借入者から、平成14年9月17日から平成15年3月31日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第4条第3号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を7年以内（内据置期間6か月以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。

ただし、取扱金融機関への申請があった時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に本則で定める最長融資期間の5年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
- 12 平成15年3月3日から令和6年3月31日までの間、この要綱に基づく資金の既往債務に限り、この

要綱に基づく融資により借換ができるものとする。なお、この借換における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか群馬県小規模企業事業資金借換事務取扱要領によるものとする。

- 13 前項の借換に合わせて行う新規の貸付けについては、この要綱の定めるところによる。
- 14 平成 15 年度中に行われる融資に限り、第 2 条第 2 項中「3 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.11 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.09 分の 1」とする。
- 15 平成 16 年度中に行われる融資に限り、第 2 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.11 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.09 分の 1」とする。
- 16 平成 17 年度中に行われる融資に限り、第 2 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.11 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.09 分の 1」とする。
- 17 平成 18 年度中に行われる融資に限り、第 2 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.11 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.09 分の 1」とする。
- 18 平成 19 年度中に行われる融資に限り、第 2 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.15 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.25 分の 1」とする。
- 19 平成 14 年 10 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までに融資実行のあった運転資金について、借入者から、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則第 4 条第 3 号の規定にかかわらず運転資金の融資期間を 7 年以内（内据置期間 6 か月以内）とし、その期間内で融資期間の延長をすることができるものとする。

ただし、取扱金融機関への申請があった時点において、当該申請に係る貸出債権の融資期間が既に融資実行した際に適用された要綱本則で定める最長融資期間の 5 年を超えている場合は、当該措置の対象としない。
- 20 平成 20 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.15 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.64 分の 1」とする。
- 21 前項の規定にかかわらず、平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「銀行にあっては 3.70 分の 1、信用金庫及び信用組合にあっては 2.95 分の 1」とする。
- 22 平成 21 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「4.65 分の 1」とする。
- 23 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4（1）に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 1 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 24 平成 21 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに、県制度融資の据置期間延長に係る暫定措置取扱要領第 4（2）に規定する者から、取扱金融機関に対し据置期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調った場合は、融資実行した際に適用された要綱本則に規定する据置期間に 2 年を加えた期間を限度として、その期間内で据置期間の延長をすることができるものとする。
- 25 平成 22 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「4.65 分の 1」とする。
- 26 平成 23 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「15.28 分の 1」とする。
- 27 平成 22 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に 3 年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 28 平成 24 年度中に行われる融資に限り、第 3 条第 2 項中「2 分の 1」とあるのは、「15.28 分の 1」とする。
- 29 平成 23 年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月

- 31 日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 30 平成25年度中に行われる融資に限り、第3条第2項中「2分の1」とあるのは、「15.28分の1」とする。
- 31 平成24年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成25年4月1日から平成26年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 32 平成26年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「4.65分の1」とする。
- 33 平成25年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 34 平成27年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「4.65分の1」とする。
- 35 平成26年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 36 平成28年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「4.65分の1」とする。
- 37 平成27年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 38 平成29年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 39 平成28年度以前にこの要綱に基づく融資を受けた者について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに、取扱金融機関に対し融資期間延長の申請があり、取扱金融機関及び保証協会との協議が調い、かつ、その手続を完了することが可能な場合に限り、融資実行時に適用された要綱本則に規定する融資期間に3年を加えた期間を限度として、その期間内で融資期間を延長できるものとする。なお、融資期間の延長における条件及び手続等については、この要綱に定めるもののほか県制度融資の融資期間延長に係る特例措置取扱要領によるものとする。
- 40 平成30年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 41 平成31年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。

- 42 令和2年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 43 令和3年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 44 令和4年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 45 令和5年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 46 令和6年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「5分の1」とする。
- 47 令和7年度中に行われる融資に限り、第3条第1項中「2分の1」とあるのは、「4.80分の1」とする。

附 則

この要綱は、平成7年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行し、同日以後に保証の申込みのあった融資から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 12 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 26 日から施行し、この要綱による改正後の群馬県小規模企業事業資金融資促進制度要綱の規定は、平成 25 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 号の改正規定は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。